

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則
○福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

告示

○公印を新調しその使用を開始する件二件

○公印を改刻しその使用を開始する件

福島県教育委員会

○福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

規則

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十二号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉部の項中「福島県精神保健福祉センター（精保） 福島県立総合衛生学院（衛生学）」を「福島県精神保健福祉センター（精保）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書法務課）

告示


福島県告示第二百四十三号

公印を次のように新調し、令和六年三月二十九日その使用を開始する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
17	福島県室長印			総務部文書管財総室文書法務課長

（文書法務課）



福島県告示第二百四十四号

公印を次のように新調し、令和六年四月一日その使用を開始する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

職印

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立ふたば支援学校用）			福島県立ふたば支援学校の福島県現金出納員

（文書法務課）





福島県告示第二百四十五号

公印を次のように改刻し、令和六年三月二十九日その使用を開始する。

令和六年三月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

職印

24の2				番号
福島県現金取扱員印 (福島県いわき地方振興局用)	福島県現金取扱員印 (福島県相双地方振興局用)	福島県現金取扱員印 (福島県南会津地方振興局用)	福島県現金取扱員印 (福島県中地方振興局用)	公印の名称
				印影
福島県いわき地方振興局の福島県現金取扱員	福島県相双地方振興局の福島県現金取扱員	福島県南会津地方振興局の福島県現金取扱員	福島県中地方振興局の福島県現金取扱員	公印管理者

福島県教育委員会

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

福島県教育委員会

(文書法務課)

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会文書等管理規則(平成十二年福島県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「所における」を「前項の定めによるもののほか、所における」に、「第二項第一号中「特殊郵便物・文書配布簿」とあるのは「特殊文書配布簿(様式第五号)」と、同条第三項を「第一項中「教育総務課長から配布を受けた郵便物等の内容である文書等又は課長が直接」とあるのは「所長が」とし、同条第二項ただし書に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 文書管理主任は、前項の規定により所長が受領した郵便物のうち、書留、配達証明、内容証明、特別送達及び特定記録の郵便物の内容である文書等については、特殊文書配布簿(様式第五号)により当該文書等に係る事務を処理する者に配布し、受領印を徴するものとする。

第十八条を次のように改める。
(浄書及び校合)

第十八条 決裁を経た起案文書に係る事実を施行するときは、施行文書を浄書し、起案文書と校合するものとする。

別表第一県立学校の項中「富岡支援学校(富支)」を「ふたば支援学校(ふ支)」に改める。

様式第一号中「第6号、第7号」を「第9号」に改め、同様式備考中「口キ」を「口キ」に改める。

様式第三号備考2、様式第四号備考、様式第五号備考、様式第六号その一備考2、同様式その二備考2、同様式その三備考3及び様式第七号備考中「口キ」を「口キ」に改める。

様式第八号備考2及び様式第九号備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第十号備考中「口キ」を「口キ」に改める。

様式第十一号を次のように改める。

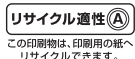
様式第十三号備考2、様式第十四号備考2、様式第十五号その一備考4及び同様式その二備考4中「口キ」を「口キ」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育委員会文書等管理規則様式第一号、様式第三号から様式第十号まで及び様式第十三号から様式第十五号までに規定する様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(教育総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県報 印刷所 株式会社第一印刷